

借地・借家のトラブル

【借主側】

《借家関係》

賃料不払いによる建物の明け渡しを求められる訴訟(交渉からのスタートも同額)

着手金	30万円(税別) ただし1ヶ月分の賃料がこれを超えるときは1ヶ月分の賃料相当額
報酬	30万円(税別) ただし1ヶ月分の賃料がこれを超えるときは1ヶ月分の賃料相当額
実費	別途(印紙代、郵券代、交通費、内容証明料金等)

賃料不払い以外で建物の明け渡しを求められる訴訟・調停(交渉からのスタートも同額)

例 賃借人の用法違反、建物の建て替え

着手金	30万円(税別) ただし1ヶ月分の賃料がこれを超えるときは1ヶ月分の賃料相当額
報酬	50万円(税別) 但し、立退料等の金銭的解決をした場合、取得金額の20パーセントがこれを超えるときは取得金額の20パーセント(消費税別)
実費	別途(印紙代、郵券代、交通費、内容証明料金等)

敷金・保証金の返還請求交渉

着手金	なし
報酬	返還額の30パーセント(消費税別)
実費	別途(交通費、内容証明料金等)

※訴訟(少額訴訟含む)を提起する場合は印紙代、郵券代等の実費及び1回の法廷出頭につき日当2万円(税別)が別途かかります。

《借地関係》

地主から立ち退きを求められた場合の交渉

着手金	30万円(税別)
報酬	30万円(税別) 但し、立ち退き料等の金銭的解決をした場合は、取得金額の10パーセント(消費税別)と30万円(税別)のいずれか高い金額。 また、等価交換により土地を取得した場合は、取得土地の価格の3パーセント(消費税別)と30万円(税別)のいずれか高い金額
実費	別途(交通費、内容証明料金等)

増改築の交渉

着手金	20万円(税別)
報酬	20万円(税別)
実費	別途(交通費、内容証明料金等)

但し、借地非訟として裁判手続きをする場合は追加着手金10万円(税別)をいただきます。

更新の交渉

着手金	20万円(税別)
報酬	20万円(税別)
実費	別途(交通費、内容証明料金等)

但し、借地非訟として裁判手続きをする場合は追加着手金10万円(税別)をいただきます。

借地条件の変更交渉

着手金	20万円(税別)
報酬	20万円(税別)
実費	別途(交通費、内容証明料金等)

但し、借地非訟として裁判手続きをする場合は追加着手金10万円(税別)をいただきます

【貸主側】

《借家関係》

賃料不払いによる建物の明け渡しを求める訴訟(交渉からのスタートも同額)

着手金	30万円(税別) ただし1ヶ月分の賃料がこれを超えるときは1ヶ月分の賃料相当額
報酬	30万円(税別) ただし1ヶ月分の賃料がこれを超えるときは1ヶ月分の賃料相当額 (報酬は建物の明け渡しの完了を受けた時点であり、勝訴判決だけでは頂きません)
実費	別途(印紙代、郵券代、交通費、内容証明料金等)

※被告から反論が提出され、裁判が1回で終了しない場合は、2回目以降、1回の法廷出頭につき日当1万円(税別)が別途かかります。

さらに明け渡しの強制執行をする場合

執行に要する弁護士費用10万円(及び実費)(税別)

また、訴訟の途中で居住者が変更するおそれのある場合は占有移転禁止の仮処分をする必要があります。

この場合の弁護士費用は別途10万円(及び実費)(税別)がかかります。

賃料不払い以外で建物の明け渡しを求める訴訟・調停(交渉からのスタートも同額)

例 賃借人の用法違反、建物の建て替え

着手金	30万円(税別) ただし1ヶ月分の賃料がこれを超えるときは1ヶ月分の賃料相当額
報酬	50万円(税別) ただし2ヶ月分の賃料がこれを超えるときは2ヶ月分の賃料相当額
実費	別途(印紙代、郵券代、交通費、内容証明料金等)

さらに明け渡しの強制執行をする場合

執行に要する弁護士費用10万円(及び実費)(税別)

未払い賃料の回収

着手金	なし
報酬	回収額の30パーセント(消費税別)
実費	別途(交通費、内容証明料金等)

※訴訟提起する場合は印紙代、郵券代等の実費及び1回の法廷出頭につき 日当2万円(税別)が別途かかります。

賃貸借契約書(定期借家・定期借地)の作成

作成費用	10万円(税別)
------	----------

《借地関係》

借地人に対する明け渡し交渉事件

着手金	30万円(税別)
報酬	借地権価格(更地価格の6割程度)の3パーセント(消費税別)と30万円(税別)のいずれか高い金額
実費	別途(交通費、内容証明料金等)

その他の借地人との交渉

内容によってお見積もりを提案させていただきます。

遺言・相続・後見

【遺言について】

(1)遺言作成(税別)

100,000円

ただし、公正証書作成費用等の実費は別途負担。

(2)遺言執行(税別)

遺産額に応じて以下のとおり(実費は別途)

1500万円以下	300,000円
1500万円超5000万円以下	遺産額の2%
5000万円超1億円以下	遺産額の1.5%+250,000円
1億円超2億円以下	遺産額の1%+750,000円
2億円超5億円以下	遺産額の0.8%+1,150,000円
5億円超	遺産額の0.5%+2,250,000円

【相続について】

(1)相続人調査・相続関係図作成(税別)

50,000円

※別途 戸籍・登記情報等取得手数料 1通につき1000円

(2) 遺産整理(税別)

遺産分割の方法について相続人間に争いがなく、相続人間で合意された内容に基づいて遺産を分配する手続きの代行。遺産分割協議書の作成費用を含む。

遺産額に応じて以下のとおり(実費は別途)

1500万円以下	300,000円
1500万円超5000万円以下	遺産額の2%
5000万円超1億円以下	遺産額の1.5%+250,000円
1億円超2億円以下	遺産額の1%+750,000円
2億円超5億円以下	遺産額の0.8%+1,150,000円
5億円超	遺産額の0.5%+2,250,000円

※不動産の売却が必要となる場合は、別途費用が必要となります。

(3) 遺産分割協議の代理人(税別)

着手金 300,000円

報酬金 対象となる相続分の時価相当額の10%

※実費は別途

(4) 遺言無効確認訴訟その他の訴訟手続き(税別)

着手金 300,000円

報酬金 300,000円

※実費は別途

※困難な事案については増額させていただくことがあります。

(5)遺留分減殺請求(税別)

着手金 交渉:150,000円

裁判:300,000円

※裁判移行時に150,000円を追加でお支払いいただきます。

報酬金 対象となる遺留分の時価相当額の10%

※実費は別途

(6)相続放棄(税別)

1人あたり 70,000円

※上申書が必要となる場合は100,000円

※実費は別途

【後見について】

(1)成年後見等申立て(税別)

200,000円

※実費は別途

(2)任意後見契約(税別)

150,000円

※別途公証人費用が発生します。

離 婚

(1)離婚(税別)

着手金 交渉・調停 300,000円

裁判 400,000円

※裁判移行時に100,000円を追加でお支払いいただきます。

報酬 交渉・調停 300,000円

裁判 400,000円

※実費は別途

(2)養育費, 慰謝料, 財産分与, 婚姻費用分担請求など

離婚請求と同時に, 養育費, 慰謝料, 財産分与, 婚姻費用分担請求などを行った場合, 着手金・報酬に, 経済的利益に応じて算定された金額が加算されます。この場合, 継続的給付となる養育費及び婚姻費用については, 2年分をもって経済的利益の額といたします。

なお, 家庭内暴力事件があり夫婦間調整の困難な事案など, 事案の性質に応じて増額させていただく場合があります。

執行猶予	500,000円
求刑からの軽減	300,000円

(2) 裁判員裁判対象事件(税別)

無罪	2,000,000円
執行猶予	1,500,000円
求刑からの軽減	1,000,000円

※困難な事案の場合、増額させていただくことがあります。

【保釈】(税別)

保釈請求が認められた場合	100,000円
--------------	----------